

朝霞市青少年問題協議会 会議録

令和6年2月8日（木）開催

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度朝霞市青少年問題協議会	
開催日時	令和6年2月8日（木） 午後2時から午後2時45分まで	
開催場所	市役所別館 2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>【委員 16名】 富岡会長、西委員、増田委員、神田委員、麦田委員、神頭委員、二見委員、松尾委員、金子二郎委員、土橋委員、渡邊委員、原賢治委員、金子幸男委員、小日向委員、鈴木委員、奥田委員</p> <p>【資料説明者 2名】 朝霞警察署 生活安全課長 柳原 氏 埼玉県県民生活部 青少年課主幹 幅口 氏</p> <p>【事務局 6名】 こども未来課 高橋課長、石田課長補佐、永山係長、曾根田主任、松田主任、榎本主事</p>	
議題	<p>(1) 朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向 (2) 青少年の健全育成について (3) その他</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1 朝霞市青少年問題協議会設置条例 ・ 資料2 朝霞市青少年問題協議会委員名簿 ・ 資料3 傍聴要領 ・ 資料4 朝霞警察署管内の青少年犯罪動向 ・ 資料5 青少年セカンドチャンスの場づくり事業 ・ 参考資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度青少年健全育成事業概要 ・ 別冊 令和5年度児童館事業実績報告書(月別) 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【高橋課長】

それでは、会議の進め方について説明いたします。

はじめに、会議の公開につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。また、傍聴人につきましては、傍聴要領を定め、記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただくことになります。なお、守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがございます。会議の進め方については以上でございます。

それでは、会議の公開についてお諮りしたいと思います。

本日の審議会の開催につきましては、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっております。皆様、この会議は公開としてよろしいでしょうか。

特にご意見がなければ、本日の会議は公開といたします。事務局に確認いたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますか。

【榎本主事】

現在、傍聴希望者はありません。

【高橋課長】

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度朝霞市青少年問題協議会を開会いたします。はじめに、本協議会の会長であります、富岡市長より御挨拶を申し上げます。

【富岡議長】

はじめに、元日に発生した令和6年能登半島地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。本日はお忙しい中、令和5年度朝霞市青少年問題協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃から本市の青少年健全育成に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年4月に、子ども基本法が施行され、子ども施策を推進していくにあたり、子どもの意見を聴くことや施策に反映していくことの重要性が高まっています。本市におきましても、子どもの利益を第一に考える子ども家庭庁の「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、昨年10月に「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行いました。今後におきましても、時代とともに変化する青少年の諸問題と向き合い、家庭、学校、地域と連携を図りながら、子ども達にとっての幸せや最善の利益を第一に考え、施策や事業を実施してまいります。

そして本日は、朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向につきまして、朝霞警察署生活安全課長の柳原様にお話しをいただくほか、埼玉県青少年課主幹の幅口様より青少年の健全育成につきましてお話いただきます。また、委員の皆様が日頃から感じていらっしゃるなどについてもお伺いし、今後の市政運営に生かしてまいりたいと思います。ぜひ、忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いです。

結びに、会議の円滑な進行に御協力をお願いいたしますとともに、皆様のますますの御健勝、御活躍を祈念申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

【高橋課長】

ここからは、着座にて進行させていただきます。本日の開催にあたりまして、高橋委員、佐藤委員、

湯尾委員、原委員、要害委員から、本日は都合により、欠席との御連絡をいただいております。

議事に入ります前に、本日の会議資料について、確認をさせていただきます。

机上に配付いたしました、会議次第、資料1「朝霞市青少年問題協議会設置条例」、資料2「朝霞市青少年問題協議会委員名簿」、資料3「傍聴要領」、資料4「朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向」、資料5「埼玉県青少年セカンドチャンスの場づくり事業」、参考資料「令和5年度青少年健全育成事業概要」でございます。不足がある場合は、挙手をお願いいたします。

なお、参考資料「令和5年度青少年健全育成事業概要」につきましては、令和5年度に実施、予定されている朝霞市の事業について、全庁に照会し作成したものでございます。

17の所管課から回答をいただき、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、中止、または代替事業に変更したものを含めた、133事業について掲載しております。本日の会議では時間の都合上、使用いたしません、参考資料としていただければと存じます。

それでは、お手元の資料2 朝霞市青少年問題協議会委員名簿を御覧ください。初めて会議に出席される委員の方もいらっしゃると思いますので、委員の皆さまに自己紹介をお願いいたします。富岡市長には、先ほど挨拶をしていただきましたので、西委員からお座りの順をお願いいたします。

(委員の自己紹介)

【高橋課長】

次に、本日の議題について、説明をしてくださる方を御紹介させていただきます。

まず、議題(1)朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について、御説明いただくため、朝霞警察署 生活安全課課長 柳原良一様に、また、議題(2)青少年の健全育成について、御説明いただくため、埼玉県県民生活部 青少年課主幹 幅口伸二様にお越しいただいております。よろしくをお願いいたします。次に事務局を紹介いたします。

(事務局の自己紹介)

【高橋課長】

最後に 私、本日の司会・進行を務めさせていただきます、こども・健康部 こども未来課長の高橋でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、朝霞市青少年問題協議会設置条例第6条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、富岡市長にお願いしたいと存じます。

【富岡議長】

それでは、規定によりまして議長の職を務めさせていただきます。議事の進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。はじめに、議題(1)朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向について、御説明をお願いいたします。

【柳原課長】

御紹介にあずかりました、生活安全課課長の柳原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、朝霞警察署管内の青少年の犯罪動向について御説明をさせていただきます。お手元の「朝霞警察署管内の青少年犯罪の動向」という資料を御用意ください。こちらに基づいて、御報告をさせていただきます。

まず、朝霞警察署管内の御説明の前に、埼玉県全体の犯罪の動向について御説明をいたします。犯罪少年と触法少年に分けており、触法少年とは14歳未満の刑事責任に問われない年代のお子さんによる犯罪となります。昨年、埼玉県では1,055人の犯罪少年を検挙しました。前年比プラス291件、増減率プラス38パーセントとなっており、触法少年につきましては、217人を検挙し、前年比プラス60人、増減率プラス38.2パーセントとなっています。

続きまして、朝霞警察署管内の動向に移ります。犯罪少年は44人、前年比プラス27人、増減率プラス158パーセントとなります。触法少年につきましては4人、前年比マイナス1人、増減率マイナス20パーセントとなります。

なぜ昨年、朝霞警察署管内の犯罪少年の数が増えたかと申しますと、コロナが2類から5類へと移行したことで、人流が街に戻ってきたことも一つであると思いますが、増えた理由はそれだけではないと考えています。

また、令和4年5月、朝霞警察署管内で放火殺人がございました。朝霞警察署としては署を挙げて犯人検挙に努めてまいりました。捜査本部を立ち上げ、少年事件を担当する警察官もそちらの捜査に従事せざるを得ず、このため、少年事件に100パーセントの人員で向かうことができませんでした。しかし、昨年は重大事件の発生はなかったため、その結果、少年犯罪を前年比プラス約120パーセントで取り締まることができました。

少年犯罪は、全てが逮捕という訳にはいきません。基本的には、書類を送ったり、任意捜査が基本となります。後日、犯罪少年や保護者との日程調整など、ほかの成人事件と比べて、時間も手間もかかります。そうした中で昨年度は、100パーセントの人員で着手ができた、いわゆる、令和4年度で手が出せなかった事案につきましても捜査を進められた結果、この数字に反映されたと思っています。

また、少年犯罪44人の中で一番多いのは、窃盗罪です。自転車泥棒が11件、ひったくりが4件、万引きが3件となります。その他は、傷害事件が6件、脅迫が2件、恐喝が2件となります。

続きまして、不良行為少年、いわゆる少年保護とされた少年の数は405人で、前年比プラス84人、増減率プラス26.1パーセントとなります。下段の、深夜徘徊はコロナが明けたことにより、少年たちの夜遊びが増えてきたためと考えています。

続いて、風俗営業上立ち入り、とありますが、これは主にゲームセンターです。ゲームセンターは、午後6時以降は入店できなくなりますが、時間を過ぎても残って遊んでいるこどもたちを補導しています。

また、無断外泊も増えてきており、家出は19件となります。特に、中学生、高校生の女の子が多い印象です。昨年の変った事案では、女子高生が突然いなくなったということで防犯カメラを解析した結果、京都まで行っており、発見・確保をして連れ戻したという事案もありました。スマートフォンの普及に伴い、インターネットを通じて、親の知らないところで日本全国にネットワークができてしまい、「こっちにおいでよ」という文句に誘われ、連れさられてしまうということもありました。

続きまして、福祉犯罪の現況です。性的姿態等撮影に2件ありますが、1件増えて、計3件となります。それに伴い、合計数も23件、前年比プラス13件となります。福祉犯罪とは、青少年が被害者になる犯罪です。青少年健全育成条例では、深夜の連れまわしや、婚姻や交際を前提としない性交渉などに当たります。

また、児童ポルノ禁止法違反につきまして、3件検挙しています。変った事案としては、男子高校生が男子高校生を撮影したというものです。修学旅行中、ふざけて同部屋の男の子がシャワーを浴びているところを撮影し、その後、仲間内にさらしてしまいました。その後、友人の御家族から相談がございまして、たとえ男性や未成年であろうと、未成年の裸体を撮影したとあれば、児童ポルノに該当するため、事件化をし、任意送致をしています。その他は、大人が浴室などで隠し撮りしているもの等を捕まえています。このように、福祉犯罪も力を入れたことで検挙数も増えています。

最後に参考として、児童虐待の数となります。要保護とは本来、児童虐待としてカウントをいたしません。親の指導に従わない、夜遊び癖があるなどの少年を警察で把握をした際、「保護をしたほうが良いのではないか」と判断をし、児童相談所に「保護を必要とする少年がいる」と通告をします。よって、世間で言われている児童虐待とは異なります。児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類があります。4項目を合わせますと、令和5年は273件、令和4年は325件となります。昨年は児童虐待の件数が減ったように思われますが、さらに前、令和3年は250件であったことから、令和4年が特異的に多く、令和5年は令和3年と比較して、23件増ということで、件数が増えております。その理由として、少しずつ児童虐待の認知度が上がってきたことが考えられます。

先ほど申しました通り、昨年、朝霞警察署生活安全課は、少年犯罪の対応を100パーセントの人員体制で臨むことができた結果、多くの少年犯罪を検挙することができました。ただ、生活安全課を預かる者の本音では、朝霞市の犯罪少年が多い実感はなく、一方で、志木市と新座市で結成したグループがあり、そのグループと付き合いをしている子については、学校でも指導に従わず授業が回らないなどといった報告を聞いています。

朝霞警察署の管轄は、和光市、朝霞市、志木市の3市となりますので、総合的に取り締まりをしていくと共に、少年の健全育成が第一となりますので、現在、犯罪に手を染める前の少年補導に力を入

れているところです。令和5年は、パトカーや近隣住民等にも御依頼し、積極的な少年補導を続けた結果、前年比84人増となりました。こうした活動は今後も続けていくつもりですので、朝霞警察署の活動に御協力のほど、よろしく願いいたします。以上となります。

【富岡議長】

ありがとうございました。ただいま、議題（1）について、御説明がありました。御意見・御質問等はございますか。

特にないため、議題（1）について終了といたします。柳原様ありがとうございました。続きまして、議題（2）青少年の健全育成について、説明をお願いいたします。

【幅口主幹】

改めまして、こんにちは。埼玉県県民生活部 青少年課で企画・非行防止を担当しております、幅口です。本日はこのような時間をいただき、ありがとうございます。私からは、青少年問題の現状と諸対策についてお話をさせていただきます。

まず初めに、青少年問題の現状についてお話しいたします。近年、情報化、国際化、少子高齢化の急激な進行や新型コロナウイルス感染症の流行など、社会情勢は大きく変化しています。それに伴い、青少年を取り巻く問題も大きく変化し、いくつか挙げました、非行問題をはじめとして、青少年に対する性被害、児童虐待、不登校等への対応、いじめ問題、障害等のある子ども・若者への対応、貧困問題、また、最近ではヤングケラーへの対応など様々な問題が生じている状況にあります。

青少年の非行等の情勢について、埼玉県内における刑法犯で検挙・補導された少年の推移となります。刑法犯少年の数は年々減少傾向にあり、令和4年には、921人となり、戦後最小を更新しております。しかし、新型コロナの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことで、令和5年度の件数は前年比、30パーセント増との報告を聞いています。続いて、刑法犯により検挙された、14歳以上の少年の再犯者率の推移です。再犯者率とは、犯罪行為により検挙された者のうち、過去に検挙されたことのある者の割合です。例えば、10人の少年が警察に捕まって、そのうち前科・前歴のある者が5人いた場合、再犯者率は50パーセントになります。過去10年、埼玉県の再犯者率は常に全国平均を上回っていました。しかし昨年、埼玉県が全国の再犯者率を下回りました。再犯者の数が減りにくい要因として、非行の度合いが進んでいる少年が多いものと考えられます。これら再犯者率を減らしていくためには、非行に走った少年に対し、「あの子は不良」「あいつとは関わらない方がいい」など見捨てることなく、社会全体で青少年の立ち直りを支援する「環境づくり」を推進していくことがとても重要になります。

続いて、「埼玉青少年の意識と行動調査」についてです。これは埼玉県が5年に1度、県内居住の若者を対象に調査をしているものとなります。「生きづらさ」という項目において、「生きているのが苦しいと感じることがある」と答えた「15歳から30歳」の若者が36.0パーセントもおり、「10歳から14歳」の若年層でも18.7パーセントと、5人に1人くらいの者がいる現状にあります。また、「今、どこにも居場所がないと感じる」と答えた、「15歳から30歳」の若者が6.3パーセント、「10歳から14歳」の方が3.1パーセントという結果となっており、「自分の居場所がない」という若者が少なからず存在しているということがわかります。

同じく「埼玉青少年の意識と行動調査」において、「困っていることや悩んでいること」の種別について調査した結果となります。「10歳から14歳」の者の悩みでは「勉強や進学のこと」が約半数を占めていますが、そのほかに「将来のこと」や「はっきりした悩みはないが、なんとなく不安」と回答している者が少なからずおりました。現在の我が国における社会情勢、経済情勢や世界情勢などの不安材料が多々ある中、若年層の子ども、今、自分の置かれている立場や環境から、将来等への不安を肌で感じているのかもしれませんが。

続いて、県内における小・中学生の不登校児童生徒数についてです。本県の国公私立小・中学校における令和4年度の不登校児童生徒数は、令和2年度から5,266人増加しており、令和4年度は、14,354人となっています。不登校の要因は、「先生との関係」「学業不振」「いじめ」など学校に関するもの、「親子の関わり方」「家庭不和」など家庭によるもののほか、「生活リズムの乱れ」や「無気力・不安」などといった本人に係るものなど様々な背景や理由があります。不登校については、「未然防止」や「早期発見・早期対応に向けた学校と家庭、地域、関係機関と連携した対応」に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制を整備することが重要となります。それに併せて、学校に登校することのみを目標とせず、多様な教育機会を確保することが大切です。例えば最近

では、フリースクール、メタバース空間、バーチャル空間での居場所の活用を提案していくことも必要になります。

最初にお話した通り、少年による非行等の件数は、年々減少しているのですが、現実問題として青少年による事件は発生しています。昨年も、都内において県内居住の女子中学生が見ず知らずの親子を刺傷したという事件がありました。また、今年3月には、17歳の少年が県内の中学校に侵入し、先生に危害を加える事件も発生しています。この子達は、いわゆる「ヤンキー」などと呼ばれるような少年ではありません。「死にたい」などという願望から他人を道連れにして傷つけようとするいわゆる「拡大自殺」と呼ばれる行為におよぶ若者や日頃より不安や不満を抱き、突如、他害行動に及ぶ若者もいるのです。健全に生きている人間からみれば、少し常識から外れた発想に思えますが、先ほどお話したような青少年を取り巻く問題をきっかけとして、不安を抱え、誰にも相談することが出来ず、社会から取り残されてしまい、自分の居場所をなくすことにより、孤独感・絶望感を抱き、最終的に社会から逸脱した行為に及んでいるものとも考えられます。

このように、こどもや若者が社会から取り残されることがないように、青少年の健全育成に取り組むことが重要な課題となってきます。こども・若者が誰一人取り残されることがなく、夢や希望を持って健やかに成長し、活躍できるような環境づくりが求められています。

ここでは、県による青少年問題に関する施策の一部をお話しさせていただきます。

施策の1つ目は体験活動の場を提供することです。体験活動とは、文字どおり、実際に自分の身をもって経験する活動のことであり、いわばこどもたちが身体全体を使ってさまざまな対象にかかわっていく活動のことです。文部科学省の研究によりますと、体験活動による経験が豊富な子ほど、自尊感情、外向性、精神的な回復力が高い傾向にあります。また、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生きる力の基盤、こどもの成長の糧としての役割が期待されております。体験活動の具体的な効果として、①現実世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上、②問題発見や問題解決能力の育成、③思考や理解の基盤づくり、④教科等の「知」の総合化と実践化、⑤自己と出会いと成就感や自尊感情の獲得、⑥社会性や共に生きる力の育成、⑦豊かな人間性や価値観の形成、⑧基礎的な体力や心身の健康の保持増進との研究結果が発表されております。特に赤字で記載した箇所の能力が高ければ、社会のルールから逸脱するなど非行に走ることがないようにも思えます。体験活動にこれだけの効果があるのであれば、「青少年全員が体験活動を行えばいいのでは」、「素晴らしい社会が実現するのは」と思うところですが、残念ながらそのような現状にはありません。

問題点として、1つ目は、「学校外での職場体験等の活動に参加したこどもの割合が低い」傾向があること、2つ目は、「家庭の経済力や保護者自身の意識など家庭環境によって、体験活動の機会に恵まれる子と恵まれない子がおり、体験活動の機会に格差が生じてしまう」ということです。そのため、学校によるもののみならず、国や地方自治体、民間企業等が連携して、こどもたちに多様な体験活動の場を提供することが求められております。

そこで、埼玉県では、次のような事業を実施しております。

1つ目は、見えないチカラを伸ばし、夢をつかむリアル体験事業です。通称「リアル体験教室」と呼んでいます。これは、県や企業、団体、大学など様々な主体が主催者となり、埼玉ゆかりのプロフェッショナル講師によるリアルな職業体験を提供する事業です。次代を担うこどもたちを対象に、企業や大学等と連携してリアルな職業体験を提供し、見えないチカラ、チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力を育成します。本事業は、県内に居住する小学4～6年生を対象としております。具体的には、警察官、ロボット工学の博士、アナウンサー、漫画家、美容師など幅広い教室を開催しており、この他にも鉄道員、ゲームプログラマー、音楽家、大工さん、薬剤師など、令和4年度は37教室の開催をしております。これら教室は、どれも普段の生活で経験することは難しいものであり、これら体験をすることにより、こどもたちが健全な勤労意識を醸成するほか、将来の夢を描きやすくなるなど健やかな成長が育むことができるものと期待しております。

2つ目は、青少年相談員による体験活動です。こちらは、昭和40年から続く、埼玉県独自の制度です。「相談員」という名称ではありますが、相談が主ではなく、キャンプやスポーツ、ゲーム、クリスマス会などの活動をこどもたちと共に行い、こうした活動の中で「地域のお兄さん、お姉さん」としてこどもたちの良き話し相手、相談相手としての役割を担っております。こどもたちにとって青少年相談員は、歳の離れた大人に対してよりも本音で話しやすい存在となり、また、自分たちと年齢が近いことから、「憧れ」であったり、「ロールモデル」を見出すことが期待されております。青少年相談員は、青少年の実地指導に熱意がある、18歳から39歳までの者を埼玉県知事が委嘱しております。埼玉県青少年相談員協議会で作成している広報誌を発行しています。残念ながら、近年、コロナ

禍の影響により思うような活動が出来なかったようですが、青少年相談員の皆様に創意工夫した企画・運営を行っていただいております。ウォーターサバイバルゲームやサマーキャンプなどの屋外での体験活動に加え、科学の実験教室やクラフト作成などの屋内での体験活動の場をこどもたちに提供していただいております。

これらの活動は、体験活動の場の提供を受けたこどもにメリットがあるだけでなく、青少年相談員、御自身にとっても、人を育てたり、事業を企画・運営したりすることにより、主体性や創造性、自己肯定感を伸ばしたりすることができる貴重な機会にもなっております。

県では、これら青少年相談員の活動に対し、全体研修会を開催したり、補助金を交付するなどの支援を行っております。残念ながら県下全体では、こどもたちの人数の減少に伴い、青少年相談員自体の委嘱者数が減少している傾向にあります。しかし、令和6年2月1日現在、朝霞市では委嘱者7名の方に活躍をいただいております。

3つ目は、自立を促す活動の場づくり事業で通称「セカンドチャンス事業」と呼んでおります。

先ほどお話ししましたとおり、埼玉県の再犯者率は全国の再犯者率よりも高い水準で推移しており、再非行防止対策が喫緊の課題となっております。そこで非行等の問題を抱える青少年を対象とし、社会体験・就労体験・学び直し支援の場を提供し、自分と向き合い社会性を身に付けながら、社会に適應できるよう若者の立ち直りの支援を行っております。この事業では、地域における企業、団体様の御理解と御協力をいただき、現在99の企業・団体様が登録されております。児童養護施設や警察、学校等の青少年育成関係機関からの要請に基づきまして、登録されております協力団体とマッチングしてこどもたちに体験活動の場を提供します。支援の対象となりますのは、非行問題を抱える若者のみならず、不登校であったり、心身の障害を抱えるような者も対象として行っており、様々な問題を抱える若者の立ち直りを支援しております。セカンドチャンス事業での活動の様子では、プロ野球選手による野球教室、みかん農園等における農業体験、家畜飼育体験、和菓子職人による和菓子作り体験などがあり、このほか、プロ卓球チームによる卓球教室、アートのような文字を書く伝筆体験、座禅教室や、飲食店や小売店による就労体験、学習塾における学び直し支援など、地域における企業や団体様の協力のもと実施しております。実際、こちらの事業での支援効果としまして、登校することができず社会経験の機会が少ない生徒が興味のある分野である農園での就労体験を通じて、その分野への興味を深め前向きな気持ちになった等の感想をいただいているところでございます。もし、このセカンドチャンス事業にご興味がある方がおりましたら県の青少年課までご相談いただければと思います。

続いて、埼玉県の施策2つ目として、保護者等への総合支援事業というものがあります。埼玉県では非行問題を抱える方を対象とし、相談窓口を設けております。埼玉県民であれば無料で実施しておりますので、相談窓口がある事を御教示いただければと思います。

また、青少年立ち直し体験交流会の開催もしています。こちらは、「大学教授」や「青少年問題の取材を続けている新聞記者」、「実際に非行問題から立ち直った本人やその保護者」などによる講演会を実施しております。その際、その講演会に参加した非行問題に悩んでいる保護者等が自身の状況を報告し、他者と悩みを共有することにより、一人で悩んだり、不安を抱える必要はないということを認識することで、孤立・孤独から解放して立ち直りを支援する事業です。県では、この事業を年3回開催しており、開催時期等について、随時、埼玉県青少年課のホームページ等で公開しておりますのでご興味のある方は一度御覧いただければと思います。

このように、行政では青少年の健全育成を目指し、様々な施策に取り組んでいるところでありますが、まだまだ道半ばであります。我々、行政の取組だけでは困難であり、地域や社会全体で取り組んでいかなくてはならないものとなります。学校、地域、行政、民間企業など一丸となってこどもたちを見守り、青少年の非行防止、健全育成に努めていければと思っておりますので、今後とも継続した活動をよろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

【富岡議長】

ありがとうございました。ただいま、議題（2）について説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。

【西委員】

埼玉県の再犯率のグラフを拝見し、長年、全国平均よりも埼玉県が高く推移していましたが、令和

4年度は下がった点について質問です。青少年のセカンドチャンスの場づくり事業の御紹介がありました。令和4年度の全国平均を下回ったことに対して、セカンドチャンスの場づくり事業がどのくらいの影響があったか、お聞かせください。

【幅口主幹】

正直、体験教室を行ったことで全員が「すぐに立ち直りました」等について、因果関係を御説明するのは難しい状況です。ただ、実際の体験活動に参加された子にアンケートを取ったところ、自分の感情を表現できるようになった、前向きになった、体験を通じて自尊感情が高まった、自己肯定感が高まった等の御言葉をいただけていると、報告を受けています。なので、少なからず、この事業の意味があるかと考えています。

【西委員】

追加で質問です。全国平均を下回った要因は何でしょうか。

【幅口主幹】

再犯率とは、初犯者と再犯者の割合であり、初犯者の割合が増えていることも考えられます。その理由として、コロナの影響により外出の機会等が増え、人流が増えたためとも考えています。

【富岡議長】

その他に御質問はありますか。ないようですので、議題（2）は終了といたします。幅口様、ありがとうございました。

議題（3）その他で、委員の皆さまの所属されている関係機関等で青少年向けに行っている取り組みや普段感じていることがございましたら、御紹介いただけますでしょうか。

ないようですので、議事につきましては以上となります。本日は熱心に御協議をいただき、また、貴重な御意見をありがとうございました。今後とも、皆さまの御協力をいただきながら、青少年の健全育成を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで議長の職を降ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

【高橋課長】

富岡市長、ありがとうございました。最後に、事務連絡が1点ございます。本日の会議録につきましては、事務局で作成の上、会長に確認をいただき、確定とさせていただきたいと存じます。

以上で、「令和5年度 朝霞市青少年問題協議会」を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。